

工事検査についての注意点

～工事検査を円滑に実施するために～



検査体制

- 現場代理人及び監理技術者（主任技術者）は必ず立会
- 下請業者の立会及び説明は不要
- 社内検査（自主検査）を実施



書類検査の注意点

- 工事概要の説明はわかりやすく簡潔に
（契約書等の工事概要だけを読み上げない）
- 検査時の説明は、基本、監理技術者（主任技術者）が実施
（説明・回答を監督職員に頼らない）



現地検査の注意点

- 現地の清掃及び整理整頓
- 基準点や測点、測定箇所を表示確認
- 検査に必要な機器の準備
（レベル、テープ、スタッフ、はしご等）
- 現地検査ができる体制の確保
（人員体制や交通誘導員確保、設備の稼働状況等）



工事検査の円滑な実施と工事品質の確保を図るため、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

